報告第９号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和７年６月５日提出

高浜市長　吉　岡　初　浩

高浜市専決第３号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年５月１日

高浜市長　吉　岡　初　浩

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道洲崎２号線の道路陥没による車両損傷事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

（１）　損害賠償の額　　　１６，９７０円

（２）　相手方　　　　　　市内在住者

（３）　事故の概要

ア　事故発生日時　　令和７年１月３１日（金）
午前６時１０分ごろ

イ　事故発生場所　　高浜市田戸町六丁目６番６地先

ウ　事故の種類　　　物損事故

エ　事故の状況

相手方が、乗用車で走行中、道路陥没により生じた高低差のある箇所に前輪右車輪が衝突し、当該車輪が損傷した。

オ　事故の原因

舗装の劣化により、道路陥没が生じたことによる。

（４）　和解の内容

ア　過失割合は、市５０％、相手方５０％とする。

イ　市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額３３，９４０円のうち１６，９７０円とする。

ウ　市が相手方に対して１６，９７０円を支払う。

エ　市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定める

もののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。